

## 国立教育政策研究所紀要編集要項

平成 18 年 11 月 22 日

国立教育政策研究所長決定

(総則)

第 1 条 国立教育政策研究所紀要（以下、「紀要」という。）は、国立教育政策研究所（以下、「研究所」という。）における研究の成果を公表することにより、我が国の教育研究の発展に寄与することを目的とする。

第 2 条 紀要の刊行は、毎年度 1 回を原則とする。

(原稿の種類及び内容)

第 3 条 原稿の種類及び内容は次のとおりとし、(6)を除きいずれも未発表であることを原則とする。

- (1) 論文：オリジナルな研究成果をまとめたもの。
- (2) 研究ノート：研究方法、教材開発、教育実践などをまとめたもの。
- (3) 資料：調査結果や研究報告を資料としてまとめたもの。
- (4) 研究展望：教育研究分野の成果をまとめ、研究を展望したもの。
- (5) 解説：教育研究分野の動向を解説したもの。
- (6) プロジェクト研究報告概要：終了したプロジェクト研究等の報告ないし進行中のプロジェクト研究等の中間的な報告の概要を比較的短くまとめたもの。

第 4 条 特集テーマによる紀要を刊行できるものとする。ただし、特集テーマ原稿の種類は前条の分類によらない場合も可とする。

(原稿の投稿資格等)

第 5 条 紀要に原稿を投稿できる者は、下記のとおりとする。

- (1) 研究所の所員
- (2) 研究所の評議員、名誉所員、旧所員
- (3) 客員研究員、フェロー、特別研修員、研究補助者
- (4) 研究所の共同研究における研究分担者
- (5) 国立教育政策研究所紀要編集会議（以下、「会議」という。）から原稿執筆依頼を受けた者
- (6) その他会議が適当と認めた者

第 6 条 投稿する原稿は、各号につき一人一点を原則とし、その内容は一つの原稿ごとに完結されたものとし、連載は認めない。

(原稿の審査及び掲載等)

第 7 条 審査は、紀要の原稿のすべてを対象とする。ただし、第 3 条の分類によらない原稿はこの限りではない。

第8条 原稿の審査は会議が担当し、個々の原稿について、原則としてそれぞれ2名以上の審査者が行う。

(1) 審査する者は、会議の議を経て座長が委嘱する。

(2) 会議は必要に応じ、審査する者に研究所外の研究者を含めることができる。

第9条 原稿の紀要への掲載、その他については、会議の議を経て座長が決定する。

第10条 掲載が決定された原稿について、内容の一部を修正することが望ましいと会議が判断した場合には、座長がその旨を執筆者に要請する。

(その他)

第11条 紀要は、研究所内外の研究者等の利用に供するため、大学やその他の教育関係機関等に配布するとともに、研究所のホームページに掲載する。

2 投稿者は、前項に係る研究所の利用について、許諾するものとする。

第12条 提出された原稿は、原則として返却しない。

第13条 原稿料の支払い及び掲載料の徴収はしない。

第14条 その他必要な事項は、会議が定める。

附則

本要項は、平成18年11月22日から適用する。

附則

本要項は、平成19年11月6日から適用する。

附則

本要項は、平成21年10月15日から適用する。

附則

本要項は、平成22年11月29日から適用する。

附則

本要項は、平成25年9月30日から適用する。

附則

本要項は、平成26年10月20日から適用する。

附則

本要項は、平成31年2月4日から適用する。

附則

本要項は、令和3年12月23日から適用する。